

令和5年度
いじめ防止基本方針
【南高安中学校】

改定 令和3年3月28日

令和4年3月28日

令和5年4月10日

学校いじめ防止基本方針

いじめの定義	
いじめに関する本校の考え	・・・・・・・・・・ P 2
1. 組織体制	・・・・・・・・・・ P 3
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめ不登校対応委員会の役割	
2. 具体的な取り組み	
(1) 未然防止	・・・・・・・・・・ P 3－4
① 基本的な考え方	
② 未然防止のための取り組み	
③ 今年度の重点項目	
(2) 早期発見	・・・・・・・・・・ P 5－6
① 基本的な考え方	
② 早期発見のための取り組み	
③ 今年度の重点項目	
(3) 家庭や地域との連携	・・・・・・・・・・ P 6
① 基本的な考え方	
② 家庭や地域との連携についての取り組み	
③ 今年度の重点項目	
3. 事象が発生した場合の考え方・対応	
(1) 基本的な考え方	・・・・・・・・・・ P 6－7
(2) 対応について	
① いじめの発見・通報を受けたときの対応について	
② いじめを受けている生徒への対応	
③ 加害の生徒への対応	
④ 「観衆」や「傍観者」になっている生徒への対応	
⑤ 保護者への対応	・・・・・・・・・・ P 8
(ア) 被害の生徒の保護者への対応	
(イ) 加害の生徒の保護者への対応	
⑥ 情報共有	
⑦ ネット上のいじめへの対応	
(3) いじめ解消の定義	
4. 重大事態への対処について	・・・・・・・・・・ P 9

八尾市立南高安中学校いじめ防止基本方針

《宣言》

私たち八尾市立南高安中学校は、校訓「自ら伸びよう、他の為に計ろう」の校訓のもと、安心と豊かな心を育み、いじめを許さない学校づくりを行います。

いじめに関する本校の考え

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという強い姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、子どもの最善の利益を守り、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

本校では、「安心・安全な教育環境の整備と、『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』の調和が取れた、未来を切り拓くチャレンジする生徒を育成する」を教育目標としており、そのために本校の教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が生徒一人ひとりを多用な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立った教育活動に日々取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「八尾市立南高安中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものをいう。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、個々の行為がいじめにあたるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた生徒の立場に立って組織的に個々に行う必要があり、本校においては「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全校体制で生徒の実態把握に努める。また、いじめの中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切であると考える。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ① いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと、全ての教職員で組織的に行う。すなわち、全教職員がいじめ対策委員であるという自覚と責任のもと、本校の教育活動にあたる。
- ② いじめへの対応を組織的かつ迅速に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
- ③ いじめの問題等に関する指導記録については、生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(2) いじめ・不登校対策委員会の構成

校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育担当、養護教諭各学年主任、各学年生徒指導ならびにスクールカウンセラー

(3) いじめ・不登校対策委員会の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」の策定、具体的な年間計画の作成、「基本方針」に基づく取組等の実施、教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営を担う。
- ② いじめ等の相談・通報の窓口、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、いじめの疑いに関する情報についての迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ③ 各学期の終わりなど年4回検討会議を開催し、取組状況の把握と検証、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた「基本方針」や計画の見直しなどを行う。

2. 具体的な取組み

(1) いじめの未然防止

①基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級全体が、人権尊重を徹底し、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ適切に評価する。このことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

また、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そこで、以下に示すような点に注意を払いながら、様々な取組の中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

- (ア) いじめはどの子にも起こりうるという共通認識のもと、すべての生徒を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員が一致して取り組む。
- (イ) 未然防止の基本として、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していく。
- (ウ) いじめの背景にストレス等の要因があることに着目し、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校作りに努める。
- (エ) 未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談・教育相談週間の実施、生徒の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を定期的に検討し、PDCAサイクルで取組を継続する。

②未然防止のための取組

- (ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員で共通理解を徹底する。
- (イ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (ウ) 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- (エ) 教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、生徒の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- (オ) いじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- (カ) 学級や学年、部活動などの人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- (キ) 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- (ク) いじめについての理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- (ケ) ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- (コ) 「発達障がいを含む、障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒」「新型コロナウイルスに感染した生徒または家族が感染した生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。
- (サ) 生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組を通じて、豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

③今年度の重点項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 何がいじめなのかを具体的に示した掲示物などを校内に掲示することで、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。(2) 5月をいじめ防止月間とし、いじめ防止についての取組を行う。また、いじめ防止をねらいとした校内授業研を行う。(3) 月に一度、学活時などで日常的に心の教育に取り組むことで、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。(4) 5月と11月にSCを講師とした研修を行い、いじめの態様や特質、具体的な指導上の留意点などについて、教職員全員で共通理解を図る。 |
|--|

※状況に応じて、変更もある

(2) 早期発見

①基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。また、以下に示すような点に注意を払いながら生徒観察を徹底し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが必要である。

- (ア) いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (イ) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを共通認識する。
- (ウ) 外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- (エ) 暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- (オ) 教育相談等で得た生徒の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (カ) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- (キ) 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

②いじめの早期発見のための取組

- (ア) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- (イ) 相談窓口の設置や保健室の利用等、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- (ウ) 定期的なアンケートや教育相談・個人懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- (エ) 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における生徒の様子の変化を把握できるようにする。
- (オ) いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の期間における相談窓口について広く周知する。
- (カ) 普段から生徒の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

③年度の重点項目

(1) 4月、9月、1月に教育相談週間の取組、3月に個人面談の取組を実施するほか、必要に応じて個人懇談を行う。また、6月、12月、3月に「学校生活アンケート」を行い、いじめの実態把握に取り組む。

※状況に応じて、変更する場合もある。

(3) 家庭や地域との連携

- ① 地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ② 地域と連携して取り組みを推進する。
- ③ 学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深めてもらう。
- ④ 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ⑤ 地区別の懇談会や学級・学年懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ⑥ 地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ⑦ 校外での生徒の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1). 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を参考にして、外部機関とも連携する。

(2) 対応について

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応について
 - (ア) いじめの疑いがある場合、あるいは、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
 - (イ) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めることや、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ② いじめを受けている生徒への対応
 - (ア) その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(イ) いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。また、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行うことや、場合によってはいじめた生徒の別室指導や出席停止なども視野に入れて対応する。

③ 加害の生徒への対応

- (ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- (イ) いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (ウ) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (エ) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (オ) 指導にあたる際には、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている生徒への対応

- (ア) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (イ) いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (ウ) 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- (エ) 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (オ) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
- (カ) 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
- (キ) 体育大会・文化発表会・校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

⑤ 保護者への対応

(ア) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑥ 情報共有

(ア) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、いじめの防止等の対策のために、いじめ・不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(イ) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

⑦ ネット上のいじめへの対応

(ア) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）

(イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(ウ) 情報モラル教育を進めるため、技術分野「情報に関する技術」において、情報の受け手として必要な基本的技能や、情報通信ネットワークの利用場面に応じて、適正に活用する能力と態度を育む機会を設ける。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときも、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(ア) いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ

が解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

(イ) 学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

【重大事態】(いじめ防止対策推進法第28条より)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき(児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

5. 年間計画

八尾市立南高安中学校 いじめ防止年間計画			
月	おもな取組	月	おもな取組
4月	・生徒・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問・教育相談週間の実施 ・第1回いじめ・不登校対策委員会 (年間計画の確認、学年の情報交換)	9月	
		10月	・教育相談週間の実施 ・授業参観・学年懇談会の実施
5月	・PTA総会 (「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明) ・脱いじめ傍観者教育	11月	・「学校生活アンケート」の実施 ・学期末個人懇談会の実施 ・第3回いじめ・不登校対策委員会 (各学年の状況報告と取組の検証)
6月	・授業参観・学年懇談会の実施 ・「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談週間の実施	12月	・第4回いじめ・不登校対策委員会
7月	・学期末個人懇談会の実施 ・第2回いじめ・不登校対策委員会 (進捗状況の確認)	2月	・「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談週間の実施 ・第4回いじめ・不登校対策委員会
8月		3月	・第5回いじめ・不登校対策委員会 (年間の取組の検証と次年度への改善)

※その他、各学年で特別活動の時間等を活用し取組を実施する。